

## 和歌山地方最低賃金審議会（第4回）資料目次

- 1 和歌山県最低賃金の改正決定について（答申）  
（和歌山地方最低賃金審議会 会長）
- 2 和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示
- 3 和歌山県最低賃金答申に対する異議申し出について  
（紀州有田商工会議所）
- 4 和歌山県最低賃金の改正決定に対する異議申出書  
（和歌山県地方労働組合評議会）
- 5 令和4年度和歌山地方最低賃金審議会審議経過（特定最低賃金）
- 6 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表（特定最低賃金の場合）

令和 5 年 8 月 7 日

和歌山労働局長  
松浦 直行 殿

和歌山地方最低賃金審議会  
会長 廣谷 行敏

和歌山県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和 5 年 7 月 4 日付け和労発基 0 7 0 4 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、今回の答申に当たっては、急激な原材料費の高騰や物価の上昇を考慮し、和歌山県最低賃金の改正が中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなっていることを踏まえ、

政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めるとともに、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことと

政府方針を踏まえて和歌山地方最低賃金審議会においても、隣接府県との格差が広がらないよう地域間格差の縮小に取り組むこと

を公益代表委員の見解として強く要望する。

和歌山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

和歌山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間929円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

## 和歌山地方最低賃金審議会の意見に関する公示

## 和歌山労働局一般公示第 37 号

令和 5 年 8 月 7 日和歌山地方最低賃金審議会から和歌山県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、和歌山県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 34 年労働省令第 16 号)第 8 条の規定に基づき、令和 5 年 8 月 22 日までに和歌山労働局長あて(和歌山市黒田二丁目 3 番 3 号)異議の内容及び理由を記載した異議申出書を持参又は郵送で提出されたい。

令和 5 年 8 月 7 日

和歌山労働局長 松浦 直行

## 記

和歌山県最低賃金の改正決定に係る和歌山地方最低賃金審議会の意見の要旨

和歌山県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
和歌山県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1 時間 9 2 9 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり  
(令和 5 年 1 0 月 1 日)

紀商工令5第62号

令和5年8月15日

和歌山労働局

局長 松浦 直行 様



紀州有田商工会議

会頭 川端 隆

## 和歌山県最低賃金答申に対する異議申し出について

残暑の候、貴職ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当商工会議所運営に格別のご指導、ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る8月7日に和歌山地方最低賃金審議会から和歌山県最低賃金の改正決定について意見提出があり、40円引き上げの929円の答申があったとご連絡を頂きました。

当商工会議所では、本年6月15日に和歌山地方最低賃金審議会会長に「最低賃金に関する要望」を提出。また、8月1日開催の「和歌山地方最低賃金審議会」において意見陳述を行い、①法の定める三要素（生計費、賃金、支払い能力）に基づき、データによる明確な根拠の下、納得感のある審議決定を②中小企業の人手不足につながる「年収の壁」問題の解消についてお願い致しました。

コロナ禍の景気低迷がようやく終焉を迎え、円安等により大企業の業績は非常に大きな伸びを示していますが、私達中小小規模事業者は、資源高、原材料の高騰等により、依然として厳しい経営状況が続いております。

このような中、中小零細事業所の支払い能力は、原材料費や資源・エネルギー価格などの高騰において、十分な価格転嫁ができず、適正価格での取引ができていない事業所が非常に多くあり、支払い資金の捻出に困っています。

そのような状況下にあって、今回最低賃金を40円引き上げと制度開始以降

最大の引上げ額で時間給929円という答申には驚きました。

中央最低賃金審議会が改正の目安を出し、それを参考に地方最低賃金審議会が地方の最低賃金を審議されておりますが、中央最低賃金審議会で出される最低賃金の目安は、地方の経済状況や現状を把握した金額とは乖離していると思われ、今後は、各都道府県の最低賃金審議会が改正の目安にとらわれず、それぞれの地方の状況を加味した独自の答申を出されることを望みます。

和歌山地方最低賃金審議会におかれましても、和歌山県の経済状況や中小規模事業者の構成比率、また、和歌山県特有の業種比率等を十分に考慮し、和歌山県独自の答申を再考されるよう要望いたします。

また、意見陳述におきまして要望いたしました「中小企業の人手不足につながる『年収の壁』につきましても、積極的に中央最低賃金審議会や政府に対し要望活動を続けて頂きますようお願い申し上げます。

地方の、地域の経済と雇用を守っている中小規模事業者を見捨てないで、地域の特色や良さを守っていただきたいです。

和歌山労働局長 松浦直行様



2023年8月22日

和歌山県地方労働組合評議  
議長 琴浦龍

## 和歌山県最低賃金の改正決定に対する異議申出書

### 1. 異議の内容

- (1) 2023年8月7日付、和歌山地方最低賃金審議会における和歌山県最低賃金の改正決定の答申については承服できない。さらなる引き上げを求める。
- (2) 最低賃金引き上げに際して、特に中小零細事業者が円滑に実施できるよう、政府及び関係機関に対し緊急かつ大胆な支援策実施を、公労使一致して強く働きかけていただきたい。

### 2. 理由

- (1) この度答申された最低賃金の改定額は+40円とこれまでにない引き上げ額となったが、中央最低賃金審議会の示す「目安額」通りである。物価高騰に追いつかない引き上げ額では労働者の生活改善に程遠く、時間給1000円すら見通せない低水準であること。
- (2) 労働者が一人暮らしできる生計費は全国どこでも時間給で1500円以上必要であること。全国一律最賃制を求める声も広がっており、全国各地で目安額に上乗せする答申が相次いでいること。
- (3) 隣接する大阪府との格差（現行134円）がさらに拡大する金額であること。
- (4) 一方、最低賃金近傍で雇わざるを得ない状況におかれている中小零細事業者の窮状も理解できる。しかし経営の厳しさを労働者の賃金を抑え込むことで乗り越えるのではなく、国の政策のあり方そのものを問うべきである。よって、最低賃金を引き上げるための緊急的な環境整備を、審議会としても公労使一致して強く打ち出す必要があると考える。

なお、「和歌山県の最低賃金を直ちに1500円以上に引き上げ、全国一律最賃制度の実現と、中小零細業者支援拡充を求める」署名については、8月1日の審議会において1057筆提出した。本日、追加で518筆を提出する。

以上

## 令和4年度 和歌山地方最低賃金審議会審議経過（特定最低賃金）

2月1日（火）	鉄鋼業最低賃金の改正に関する意向表明書受理	
3月18日（金）	百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定に関する意向表明書受理	
7月4日（月）	改正決定の申出書受理（百貨店、総合スーパー）	
	決定（新設）の申出書受理（百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業）	
7月15日（金）	改正決定の申出書受理（鉄鋼業）	
7月28日（木）17:00～	第2回審議会 ・特定最賃の決定等の必要性の諮問（百・鉄、小） ・特別小委員会の設置 ・特別小委員会委員の指名	（和歌山労働局）
8月1日（月）10:00～	第1回特別小委員会 ・運営規程の確認 ・委員長・委員長代理の選出 ・議事録確認委員の選出 ・改正決定の必要性の審議（百・鉄） ・決定（新設）の必要性の審議（小） ・鉄鋼業最低賃金改正決定の必要性有りの報告書作成	（和歌山労働局）
8月23日（火）8:56～	第2回特別小委員会 ・改正決定の必要性の審議（百） ・決定（新設）の必要性の審議（小） ・百貨店、総合スーパー、各種食料品小売業決定（新設） 必要性無しの報告書作成	（和歌山労働局）
8月23日（火）10:20～	第4回審議会 ・特別小委員会報告の審議（鉄、小） ・特定最賃の決定等の必要性の答申（鉄、小） ・鉄鋼業最低賃金改定の諮問 ・専門部会の設置（鉄）	（和歌山労働局）
9月2日（金）10:00～	第3回特別小委員会 ・改正決定の必要性の審議（百）	（和歌山労働局）
10月12日（水）19:02～	第1回鉄鋼業専門部会 ・運営規程の確認 ・部会長・部会長代理の選出 ・議事録確認委員の選出 ・金額審議に向けての意見交換等	（和歌山労働局）
10月18日（火）18:56～	第4回特別小委員会 ・改正決定の必要性の審議（百） ・百貨店、総合スーパー最低賃金改正決定の必要性無しの 報告書作成	（和歌山労働局）
10月20日（木）18:58～	第2回鉄鋼業専門部会 ・金額審議 ・結審（専門部会結論） ・専門部会報告書の作成	（和歌山労働局）
11月1日（火）9:59～	第5回審議会 ・特別小委員会報告の審議（百） ・特定最賃の改正決定の必要性の答申（百）	（和歌山労働局）
11月7日（月）	異議申出締切日（鉄鋼業：異議申出無し）	
11月17日（木）	官報公示	
12月30日（金）	発効（977円から1,008円に改正）	

## 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)

## 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		<b>12月30日(土)</b>
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		<b>12月31日(日)</b>
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
<b>11月3日(金)</b>		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
<b>11月4日(土)</b>		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
<b>11月5日(日)</b>		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		<b>1月6日(土)</b>
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		<b>1月7日(日)</b>
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		<b>1月7日(日)</b>
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
<b>11月11日(土)</b>		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
<b>11月12日(日)</b>		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		<b>1月13日(土)</b>
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		<b>1月14日(日)</b>
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
<b>11月18日(土)</b>		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
<b>11月19日(日)</b>		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		<b>1月20日(土)</b>
<b>11月23日(木)</b>		12月8日(金)		12月22日(金)		<b>1月21日(日)</b>
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
<b>11月25日(土)</b>		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
<b>11月26日(日)</b>		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)